

工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱

令和3年3月31日財政局長決裁

令和3年4月1日適用

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「請負業者」という。））が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における岡山市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 岡山市が発注する建設工事のうち、前金払対象工事でないもの、前金払対象工事のうち前払金の支払いを受けていないもののほか、次の工事を除く工事を対象とする。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、今年度又は次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるものを除く。（この場合において、債権譲渡は一括で行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承認する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することになるので留意すること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は167条の10の2第2項に基づき、最低入札者以外の者を落札者とした工事のうち、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱（以下「建設工事低入札調査要綱」という。）第7条第1項に基づき低入札価格調査を実施し、建設工事低入札調査要綱第5条で規定する低入札価格調査を行う基準となる金額未満で契約した工事
- (3) 役務的保証を必要とする工事
- (4) 請負業者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって市長が不相当と認める特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定されたものをいう。）（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約解除後に行われる出来形の確認で、引渡を受ける出来形として合意し、引渡を受けた出来形の請負代金相当額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）ただし、第2条第1号ただし書に該当する工事については債権譲渡承諾依頼書（様式第1号の2）とする。）（以下「債権譲渡承諾依頼書」という。）において明らかにするものとする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（参考一様式第1）に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 請負業者に対して債権譲渡の承諾を行う時期は、当該工事の出来高が、全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の申請書類)

第6条 債権譲渡の承諾を依頼しようとする請負業者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

- (2) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (3) 発行日から3月以内の請負業者及び事業協同組合等の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約書（写） 1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
（債権譲渡の承諾の処理手順等）

第7条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書類について、請負業者から債権譲渡の承諾の申請書を受領した日から7日（末日が岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44条）第1条に掲げる市の休日の場合はその翌日）以内に承諾し、確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を請負業者に交付するものとするものとする。ただし、やむを得ない事情で、交付期限までに請負業者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに請負業者に連絡するものとする。

2 市長は、申請に係る工事が第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないことができる。この場合において、承諾を行わない旨を速やかに請負業者に連絡するものとする。

3 市長は、債権譲渡整理簿（様式第3号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

（申請書類等の確認に際して留意すべき事項）

第8条 市長は、債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき請負業者が請求できる債権金額と一致していること等を確認するものとする。

2 市長は、工事履行報告書により、工事進捗率が全体の2分の1以上であることを確認するものとする。

3 市長は、債権譲渡承諾依頼書の印影を照合するものとする。

4 請負業者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合において、各申請書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に同一施工担当課に提出されているときには、第6条の規定に関わらず、同条第3号に掲げる印鑑証明書の提出を省略できるものとする。

(債権譲渡に伴う処理)

第9条 請負業者及び債権譲渡先は、第2条に定める対象工事に係る債権譲渡が行われた後は、約款第35条第3項に基づく中間前金払及び款第38条に基づく部分払(第2条第1号で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできないものとする。なお、第2条第1号ただし書で定める債務負担行為に係る工事の工事請負契約書において、約款第35条の読替が記載されている場合は、読替後の約款第35条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

(融資実行の報告)

第10条 請負業者は、債権譲渡先と金銭消費貸借契約を締結したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 融資実行報告書(様式第5号) 1通
- (2) 金銭消費貸借契約書(写) 1通
- (3) 支払状況及び支払計画(参考一様式2)(写) 1通

2 請負業者は、金融機関から当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社(公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)による金融保証を受けた場合には、速やかに市長に公共工事金融保証書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第11条 債権譲渡先は、請負業者が約款第32条第2項の検査に合格し、引渡を行った後(当該工事請負契約が解除された場合においては、契約解除後に行われる出来形の確認で、引渡を受ける出来形として合意し、引渡を受けた出来形の請負代金相当額が確定した後)、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出しなければならない。ただし、第3号の書類については、第8条第4項の規定を準用する。

- (1) 工事請負代金請求書(様式第6号) 1通
- (2) 市長印の押印がされた債権譲渡承諾書(写) 1通
- (3) 発行日から3月以内の請負業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約書(写) 1通

(工事請負代金の請求書類の確認に際して留意すべき事項)

第12条 市長は、前条第1号の工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条第1項に規定する譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認すること。

(工事請負代金の支払い)

第13条 市長は、前条により工事請負代金の請求を受けたときは、請求日から40日以内に債権譲渡先に支払う。

2 市長は、前項により支払をしようとする場合には支出命令書に債権譲渡先を指定した口座振込依頼書を添付すること。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行することとし、令和8年3月末日をもってその効力を失うものとする。

附 則 (平成31年4月18日財政局長決裁)

この要綱は、平成31年5月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月25日財政局長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日以後に契約を締結する工事から適用する。

附 則 (令和3年3月31日財政局長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日以後に契約を締結する工事から適用する。

(様式第1号)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

岡 山 市 長 大 森 雅 夫 様

請負者 (譲渡人)	住所 氏名	実印
(譲受人)	住所 氏名	実印
	〇〇〇建設業協同組合	

譲渡人（以下、甲という）と〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）間で締結の
年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工
事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、岡山市工事請負契約約款第5条第1項ただし
書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官
会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本譲
渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の
余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保される
ことを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は
請求しません。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求
しません。

記

- 工 事 名
- 工事場所
- 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前 払 金 額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] _____ 御中

[乙] _____ 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約解除後に行われる出来形の確認で、引渡を受ける出来形として合意し、引渡を受けた出来形の請負代金相当額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

岡 山 市 長 大 森 雅 夫 印

確定日付印欄	承諾番号

(様式第1号の2)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

岡 山 市 長 大 森 雅 夫 様

請負者 (譲渡人)	住所 氏名	実印
(譲受人)	住所 氏名	実印
	〇〇〇建設業協同組合	

譲渡人（以下、甲という）と〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）間で締結の
年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工
事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、岡山市工事請負契約約款第5条第1項ただし
書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官
会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本譲
渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の
余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保される
ことを申し添えます。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は
請求しません。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求
しません。

記

- 工 事 名
- 工事場所
- 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 既払金額 金 円
- (3) 前払金額 金 円
- (4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約解除後に行われる出来形の確認で、引渡を受ける出来形として合意し、引渡を受けた出来形の請負代金相当額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.

(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3. 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

4. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

5. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

岡 山 市 長 大 森 雅 夫 印

確定日付印欄	承諾番号

(様式第2号)

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
年			
月			
月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式第4号)

債権譲渡通知書

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

請負者

(甲) 譲渡人 住所
氏名

実印

(乙) 譲受人 住所
氏名

実印

年 月 日付けでご承諾いただきました甲が岡山市に対して有する下記工事請負代金債権について、乙に譲渡致しましたので、甲乙連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。なお、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 既払金額 金 円
- (3) 前払金額 金 円
- (4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××

(様式第5号)

融資実行報告書

年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

(甲)	譲渡人	住所	
	借入人	氏名	実印
(乙)	譲受人	住所	
	貸付人	氏名	〇〇〇建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 既 払 金 額 金 円
- (3) 前 払 金 額 金 円
- (4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××

(様式第6号)

工事請負代金請求書

年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

(債権譲受人) 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、○○工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 既払金受領済額	¥ _____
(3) 前払金受領済額	¥ _____
(4) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(5) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(6) 今回請求金額	¥ _____

二. 承諾番号

三. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××
- 請求者の連絡先
住 所
電 話
ファックス

(参考—様式第1)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と岡山市（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、解除後に行われる出来形の確認で、引渡を受ける出来形として合意し、引渡を受けた出来形の請負代金相当額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事

業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

(参考一様式第2)

支払状況・支払計画書

年 月 日

組合 御中

発注者名

工 事 名

契約金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目		全所要数量	支払済み			支払予定			支払先
下請工種又は資材名		全所要金額	月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話)
1 下請代金	2 資材代金				千円			千円	<名 称>
									<所在地>
									<電 話>
1	2								<名 称>
									<所在地>
									<電 話>
1	2								<名 称>
									<所在地>
									<電 話>
1	2								<名 称>
									<所在地>
									<電 話>
合計又は次葉繰越高									

(ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1日～10日 中旬：11日～20日 下旬：21日～月末